ケアプランへの災害避難情報の記載について (実施趣旨)

1. 実施の背景

令和3年に「災害対策基本法等の一部を改正する法律(令和3年法律第30号。以下「改正災害対策基本法という。)」が成立し、これを受け、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」が改定されました。改正災害対策基本法において、「市町村は個別避難計画を作成するよう努めなければならない」こととされ、取組指針において、個別避難計画作成の業務に、福祉専門職(特に介護支援専門員や相談支援専門員)の参画を得ることが極めて重要であるとされました。

ただし、国が想定している個別避難計画は、避難支援時の支援者を確保するなど、策定のハードルが非常に高いことから、本市においてはケアプランへの災害時避難情報の記載を、簡易版個別避難計画(第1段階)とし、第1段階の策定結果をふまえ、必要な対象者について個別避難計画(第2段階)を策定するものと考えております。

2. 目的

ケアプランにサービス利用者の災害時情報を記載することによって、利用者及び家族の 防災への意識を促すとともに、介護支援専門員及びサービス担当者が当該情報を共有し、避 難支援体制づくりにもつなげていくことを目的としています。

3. 実施に向けて

ケアプラン作成 (新規又は更新) 時に災害時避難情報を記載するにあたり、医療・福祉専門職で構成する「西宮市災害時ケアプランに関する検討会」を開催し、記載方法や周知方法などを検討いたしました。また、検討会委員による、ケアプランへの災害時避難情報の試行的実施も行いました。

【西宮市災害時ケアプランに関する検討会】

- (1) 委 員:居宅介護支援専門員4名、地域包括支援センター職員2名
- (2) 開 催:3回(令和4年8月、10月、令和5年2月)

4. スケジュール

R4 年度

- 8月~2月 西宮市災害時ケアプランに関する検討会開催(全3回) 委員による試行的実施
- 3月 全事業所への周知
- R5 年度 ケアプランへの記載を開始